

I. 農林漁家民宿とは

1. 農林漁家民宿の定義

(1) 旅館業とは

旅館業法では、「旅館業とは、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。」とされており、営業規模や形態等によって、「ホテル」、「旅館」、「簡易宿所(一般の民宿)」等の区分があり、営業するには許可を得ることが必要です。

また、かつては、客室延床面積が33㎡以上でないと営業許可が取得できませんでしたが、平成15年4月から、「農林漁家民宿」については、面積要件に係る規制が撤廃されました。

(2) 農林漁業体験民宿業とは

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(通称:グリーン・ツーリズム法または農村休暇法)では、「農林漁業体験民宿業とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動(以下、「農山漁村滞在型余暇活動」という。)に必要な役務を提供する営業をいう。」とされており、農林漁家以外の方が開設することも可能となっています。

(3) 農林漁家民宿とは

「農林漁家民宿」とは、農林漁家等が経営し、体験役務を提供する旅館をいい、居宅の空き部屋を活用するなどして、例えば8畳1部屋からでも民宿営業が可能です。

このほか、「農林漁家民宿」については、建築基準法や旅行業法等の様々な全国的規制緩和がなされています。(P11 参照)

(4) 愛媛型農林漁家民宿とは

旅館業法の規制緩和が進む中で、愛媛型農林漁家民宿認定要綱において、農林漁家等が開業する小規模な体験民宿(33㎡未満)を「愛媛型農林漁家民宿」として認定・呼称し、更なる規制緩和を行うものです。(P14~31 参照)

旅館業法と農林漁家民宿

○旅館業とは、施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。(旅館業法第2条)

宿泊とは、寝具を使用して施設を利用すること。

		許 可 対 象				許可対象外
規	種 別	客室数	客室床面積 (最低基準) 1室の面積	収容定員(単純計算) 1人当たり面積		
	ホ テ ル	10室以上	70㎡以上 洋室9㎡以上 和室7㎡以上 ※ $7 \times 10 \div 70 \text{㎡}$	20人以上 洋室4.5㎡以上 和室3.3㎡以上 ※ $70 / 3.3 \div 20 \text{人}$		
	旅 館	5室以上	35㎡以上 洋室9㎡以上 和室7㎡以上 ※ $7 \times 5 \div 35 \text{㎡}$	10人以上 洋室4.5㎡以上 和室3.3㎡以上 ※ $35 / 3.3 \div 10 \text{人}$		
模 等	簡 易 宿 所	一般の民宿 (1室以上)	延床面積 33㎡(宿泊者数が 10人未満の場合に は3.3㎡に宿泊者数 の数を乗じて得た面 積)以上	○宿泊者数を10人未満と した場合、3.3㎡以上 ○宿泊者数を10人以上と した場合 寝台なし 2.5㎡以上 寝台あり 3.0㎡以上 階層式寝台あり 4.5㎡以上につき2人 ※松山市は別規定あり		
	愛媛型 農林漁家民宿 ○農林漁業者等 による営業 ○役務の提供 (農作業体験等)	規定なし (1室以上)	33㎡未満 【10坪=20畳】 ※小規模で居宅営業と したため、規定 ※構造改革特区 による規制緩和 (15.4.1~ 全国展開)	10人未満 ※農山漁村で余暇を 楽しむ観点から、和室 の1人当たり面積で試 算 ※ $33 / 3.3 \div 10 \text{人}$	○少人数で一時的 ○宿泊料を受けないもの ・農作業アルバイト ・ホームステイ ・ワーキングホリデー ・イベント開催時の宿泊 ・農作業ボランティア 等	
営業 形態	通年営業 → 季節営業 → 週末営業				一 時 的	

○「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」

(略称：農山漁村余暇法 通称：グリーン・ツーリズム法または農村休暇法)

「農林漁業体験民宿業とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する営業をいう。」

○「愛媛型農林漁家民宿認定要綱」

・客室面積 33㎡未満のもの(居宅のみ)

・経営主体は、農林漁家または一般個人

(一般個人の場合は、地域内の農林漁家と連携し、必要な役務の提供を行う)

・農村休暇法に定める体験役務の提供

農林漁家民宿に係る主な規制緩和措置一覧(他の簡易宿所との違い)

	簡易宿所		29.4.1現在
	居宅以外	居宅	
	通常の民宿	農林漁家民宿 愛媛型	
旅館業法 (面積基準)	客室の延床面積は、33㎡以上(宿泊者数が10人未満の場合には3.3㎡×宿泊者数)【政令第1条3項1号】		面積基準は適用除外【省令第5条】
道路運送法 (白タク)	ホテル、旅館、農家民宿等の宿泊施設が、自ら保有する自家用自動車を用いて、その宿泊者を対象に行う送迎のための輸送(送迎の途中で、送迎の一環として、観光地等の周遊案内を行う場合を含む)については、当該宿泊施設における宿泊サービスの一環として行われるものであり、かつ、送迎を利用する者と利用しない者との間に明らかな宿泊料金の差がない場合等、ガソリン代等の実費を含め、送迎に係る運送の対価を収受していない場合には、道路運送法に基づく旅客自動車運送業の許可を要しない。【H23.3.31国通知】		
旅行業法	民宿・民泊サービス提供者が、自ら提供する運送・宿泊サービスを販売することは、代理、媒介、取次、利用のいずれにも該当しないことから、旅行業に該当しない。	農家民宿が自ら提供する運送・宿泊サービス(これに農業・農林体験ができる農業体験サービスを付加する場合を含む。)を販売することは、代理、媒介、取次、利用のいずれにも該当しないことから、旅行業に該当しない。【H15.3.20国通知】*明確化	
	簡易宿所営業における民宿・民泊サービス・農林漁家民宿を仲介(代理、媒介、取次、利用)する事業は旅行業に該当するため、仲介事業者は、旅行業法に基づく登録を受ける必要がある。		
消防法	消火器、誘導灯・誘導標識、防災物品、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備等の設置 ※面積等により必要な設備が異なる。	従来、住宅の用に供されていた家屋であって、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業その他宿泊の用途に供される小規模な防火対象物のうち、適切な防火管理が行われていると消防長または消防署長が認める場合は、誘導灯・誘導標識、消防機関に通報する火災報知設備について緩和される場合がある。【H19.1.19国通知】	
建築基準法	界壁・防火上主要な間仕切り壁 階段の幅、けあげ、ふみづら寸法 非常用照明(居室・避難経路等) 内装制限(火気使用室等) 浄化槽(人槽算定基準) 等の基準が、一戸建ての住宅よりも厳しい。	住宅の一部を農家民宿等として利用するもののうち、客室の床面積の合計が33㎡未満であって、各客室から直接外部に容易に避難できる等避難上支障がないと認められる建築物については、建築基準法上旅館(旅館・ホテル・簡易宿所)に該当しない。【17.1.17国通知】 これにより、一戸建ての住宅と同等の規制となり、建築物の間仕切り壁及び界壁、非常用照明の設置等については、適用を受けない。	
浄化槽法	民宿専用で浄化槽を用いる場合 処理人槽＝民宿の定員(人)	客室の床面積が33㎡以上の場合は、適正規模の浄化槽を設置する必要がある。(処理人槽＝民宿の定員(人)+住宅用途面積による必要規模(人))	上記「建築基準法」により「旅館」に該当しないことから、客室の床面積の合計が33㎡未満の農林漁家民宿については、住宅用途面積による算定によることになるため、民宿の定員(人)分に係る浄化槽の増設の必要はない。
食品衛生法 (飲食店営業)	飲食店営業の営業許可		農林漁業体験時に提供される食事が全て自炊の場合や農林漁業者等との共同調理の場合は、食品営業許可不要。【H22.11.15県通知】
食品衛生法 施行条例	食品営業許可施設で家族、従業員用の食事を作ることは認められない		衛生措置基準が講じられている場合には斟酌可能
	調理場内には流水式洗浄設備とは別に食品等取扱者専用の流水式手洗設備を設置すること		洗浄設備で適切な手洗いが実施可能な場合には、これらの併用について斟酌可能
	調理場は客室と区画すること		区画の程度について斟酌可能

Ⅱ. 農林漁家民宿の開業にあたって

1. 実際に農林漁家民宿に泊ってみよう

農林漁家民宿の開業をお考えの場合は、まず、県内外にある開業事例を調べることをお薦めします。また、農林漁家民宿に実際に宿泊すれば、開業の苦労や良かったことなどのお話を直接お聞きすることができます。

2. 開業事例の一例

(1) 開業の苦労や良かった点

○開業してよかったこと

- ・地域のよさを再認識するとともに、都会の人に理解してもらってうれしい。
- ・様々な方との交流ができて、楽しい。
- ・リピーターの方とは親戚のようになれた。
- ・外部の人との交流で、地域が活性化した。
- ・体験指導などで高齢者の出番ができ、元気がでた。

○開業までの苦労、営業していく上での大変なこと

- ・家族全員の理解。
- ・気持ちよく過ごしてもらうための改装に費用がかかった。
- ・接客（掃除、洗濯、食事の準備等）の作業が意外と多い。
- ・本業の合間を縫っての対応。

※このような苦労も、はじめてみると、家族の協力や地域の連携で、忙しさが楽しくなったとの声もあります。

(2) 県内の開業事例

県内にも、地域のグリーン・ツーリズム推進の中核的施設として営業されている農林漁家民宿が数十軒あります。

その中から、愛媛型農林漁家民宿の経営者の先輩としての声をご紹介します。

なお、県内外の開業事例等については、各地方局産業振興課又は支局地域農業室でもご紹介できますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

① しまなみ地区 農家民宿「しまなみの小さな家」



農家民宿「しまなみの小さな家」の外観



オーナーの井上貞子さん

名称	しまなみの小さな家
所在地	今治市上浦町甘崎 379
経営者	井上貞子
開業年月日	平成 20 年 7 月 1 日
宿泊規模	客室数 2 室(1 家族) 収容定員 5 人程度
営業形式	<u>通年型</u> ・ 季節型 ・ 週末型
宿泊料金	一泊素泊まり 大人 5,000 円 小人 4,000 円 一泊朝食付き 大人 6,000 円 小人 5,000 円 一泊二食付き 大人 8,000 円 小人 7,000 円 ※中学生以上は、大人料金と同額
主な体験メニュー	いちご収穫体験等
ホームページ	—

○農林漁家民宿を始めたきっかけ

九州へ農家民宿の視察研修に参加し、旅館では感じることのできないおもてなしや人とのふれ合いに感動し人とのつながりを楽しく感じ、また、いちご狩り体験をとおして人との出会いが楽しく感じ、もっと人とふれ合いたいという思いと、部屋の窓から望む多々羅大橋の景色がきれいで多くの人に自分の住む地域の素晴らしさを知ってもらいたいと思い農家民宿を始めました。

○経営方針

自分のスケジュールを大切にしながら宿泊者に合わせるのではなく、自分のペースで取り組み、普段のまま、ありのまま無理をしないようにしています。

○施設整備等

開業に当たり新たな施設整備は行わず既存の施設をそのままに利用しました。開業後に宿泊者が満足していただけるように風呂、部屋、台所等のリフォームを随時しています。



イチゴ狩り体験



お部屋からみえる多々羅大橋などの絶景

○セールスポイント

宿泊者には実家に帰った様にゆったりとした安らぎを味わってもらうために、特別な対応をせずに普段の対応を心掛けています。

料理は菜園で収穫した新鮮な野菜や海の幸など四季折々、旬の食材を利用して、揚げたて焼き立ち熱いもののでき立ちの物をお出し、冬は暖かい鍋物もお出します。

また、イチゴの収穫期には採れたてのイチゴを使ったサンドイッチやジュースもお出します。

○開業・運営にあたって苦労したこと

消防法令の基準をクリアするために防災カーテンや火災警報器、消火器の設置など許可申請に苦労しました。

○開業してみて良かったこと

いろいろな人と交流ができることが楽しく、宿泊客を受入れることで部屋や家周りがきれいになる。

日常生活で食事に出された料理や人の言動、応対など物事に対し注意深く観察するようになり、良いことや参考になること反省することなど気づかせてくれることがある。

宿泊した方からの感謝の手紙やリピーターとして宿泊していただく人がいることは、農家民宿を続けていく励みになります。

○今後の取り組み（抱負）

B & B を取り入れ長く続けていきたい。欲張らずに自分が交流を楽しめる範囲で取り組んでいきたい。

○先輩からのアドバイス

無理をせず、背伸びをせず、ありのままの姿で受け入れる。

② 愛南町「漁家民宿 海人」(みんと)



漁家民宿「海人」の外観



オーナーの前田アイ子さん

名 称	漁家民宿 海人
所在地	愛南町垣内 428
経営者	前田アイ子
開業年月日	平成 19 年 4 月 1 日
宿泊規模	客室数 1 室 収容定員 6 人
営業形式	<u>通年型</u> ・ 季節型 ・ 週末型
宿泊料金	一泊素泊まり 大人 5,000 円 小人 4,000 円 一泊朝食付き 大人 6,000 円 小人 5,000 円 一泊二食付き 大人 8,000 円 小人 7,000 円 ※中学生以上は、大人料金と同額
主な 体験メニュー	ブリ、カツオ 1 尾を使ったおろし方体験 ワラ焼きカツオタタキ作り 本格的石窯ピザ作り (ソースは海の人オリジナル)
ホームページ	http://info-d.jp/ainan_gt/

○農林漁家民宿を始めたきっかけ

平成 18 年協議会設立の際に、知人に勧められて始めました。空き部屋を利用でき、ほとんど現状のままで始められ、漁業の衰退等問題が山積している現状の中で、微力ながら、愛南の豊富な海の幸や人情味あふれる温かい地域性を町内外にアピールしたいという思いからでした。

○経営方針

来ていただいた方に、海の恵みを堪能していただき、また、先人の知恵と努力で築き上げた「棚田」や「石垣」、マリンスポーツや海中公園等、海と山の調和の取れた街の良さも発信していきたいと思っています。そして何よりも、田舎の親戚の家に帰ったような気分になっていただけるよう、無理をせず自然体で経営していくことに努めています。



(自家養殖のブリを使った料理は絶品)



(カツオのわら焼き体験)

○施設整備等

海人の看板と、旅館等営業許可及び飲食店営業許可等の取得のため、20万円程度の施設整備を行いました。

○セールスポイント

訪れていただいた皆様に、ゆっくりとした自然の中で、地元の産物を味わっていただけるよう心がけています。また、漁家ならではの魚料理を味わっていただけるようにしています。

○開業・運営にあたって苦労したこと

開業にあたって、農林漁家民宿の消防法、食品衛生法などの許可申請や手続きに苦労しました。また、開業当時は、本当に需要があるのだろうかと不安でした。

○開業・運営してみて良かったこと

宿泊された方たちや他地域の協議会の方々との交流を通して、これまで以上に人と人とのつながりの幅が広がったことです。お話を伺ったり、季節ごとなど折々に、互いの特産を送り合ったりすることを通して、さまざまな地域の良さに触れたり味わったりすることができます。また、家族の協力は不可欠なので、家族の絆が深まりました。住んでいる地域の良さを、再認識することができました。

○今後の取り組み（抱負）

人と人との出会いを大切にしながら、無理をしないで自然体で接しながら、自分磨きとふるさとの良さを再発見に努めたいです。

○先輩からのアドバイス

自分の体調なども考慮しながら、無理せず、自分ができるときに受入れするのが良いと思います。

3. どのような農林漁家民宿を目指すのか

経営スタイルや施設のスタイルには、いろいろな形態が考えられますので、ご自分にあったスタイルを検討されてはいかがでしょうか。

(1) 経営スタイル

○食事の提供の仕方

- ・ 素泊まり型（食事なし・・・地域の飲食店等を利用）
- ・ 自炊型（離れ等で宿泊者が炊事）
- ・ B & B型（朝食のみ：ベッドとブレックファスト）
- ・ 1泊2食型（朝食、夕食）

○運営主体

- ・ 個人（自宅の空き部屋や離れの活用等）
- ・ グループ（農林漁家組織（法人）が共同経営する場合等）

(2) 施設のスタイル

○規模（部屋数、定員）

○営業形式（受入時期）

- ・ 通年型（1年中毎日）
- ・ 季節型（夏休み、冬休み、春休み、農閑期等）
- ・ 週末型（土日、祝日、祭りやイベント開催時等）

4. 想定されるリスクや留意事項

農林漁家民宿は、小規模とはいえ旅館営業の一形態ですし、農林漁業体験役務を提供することから、様々な事故等が発生する可能性があります。

○想定されるリスク

- ・ 食中毒やケガ
- ・ 火災、災害
- ・ 農林漁業体験中の事故
- ・ 貴重品の紛失
- ・ プライバシーの確保（家族⇄宿泊客）

これらのことを把握した上で、万一の対応を考えておくことが必要です。

例えば、体験時の事故等に対する保険に加入するほか、宿泊のルール（通常の旅館の約款に当たるもの）を作っておくことをおすすめします。

○留意事項等

- ・ 体験役務のメニュー
- ・ サービス（送迎等）
- ・ 資金計画（開業経費、運営経費、税金等）と料金設定
- ・ 共通認識と役割分担（家族の協力、地域との連携）
- ・ 許認可手続き等（保健所、消防署、市町等）

5. おもてなしの心

農林漁家民宿の経営にあたって、一番大切なことは、「気持ちよく過ごしてもらいたい」というおもてなしの心です。

利用者は、田舎の人との交流を求めており、ホテルや旅館のような、至れり尽せりのサービスや丁寧な言葉遣いなどは必要ありません。遠い親戚をもてなすような気持ちで、無理をせず、笑顔で普段どおりの対応を心がけましょう。

また、立派な設備とはいませんが、田舎だから何もなくてもいいものではありません。古いなりに田舎の「素朴さ」や「懐かしさ」を活かすとともに、清掃や管理には十分配慮して、快適に過ごせるよう気をつけましょう。

特に、トイレ、お風呂、寝具等は、「清潔感」が大切です。

こうしたことから、農林漁家民宿の品質向上を図る目的で『愛媛型農林漁家民宿のおもてなしの心得』を作成しました。

ホームページ「えひめグリーン・ツーリズムナビ」の「えひめGTの取組に興味のある方へ」のページ (<http://www.ehime-gtnavi.jp/about/torikumi.php>) に掲載していますので、個性と品質が光る農林漁家民宿の営業の手引きとしてご活用下さい。

6. 地域としての取組み

農林漁家民宿を利用される方は、宿泊だけではなく、地域の自然や文化、様々な体験活動など、その地域全体を楽しみに訪問されるケースが多いようです。

農林漁家民宿は、滞在型グリーン・ツーリズムを進める上で、地域の中核的施設となりますので、地域全体で、資源の掘り起し、体験メニューの充実に取り組むとともに、個人のお宅だけではなく、地域の皆さんで受け入れるという気持ちが大切です。

また、複数の農林漁家が連携して開業することによって、お互いの切磋琢磨にもなりますし、訪問者の多種多様なニーズにも応えやすくなり、地域の魅力が一層高まります。

以上のようなことを参考に、地域資源を活用しながら、自分にあった無理のない経営スタイルを明確化してから、具体化に取り組みましょう。

Ⅲ. 国の規制緩和の概要

農林漁家民宿等については、次のような規制緩和措置が講じられています。

1. 全国における規制緩和

- ①【旅館業法】 面積要件の撤廃 (平成15年4月1日～適用)
 農林漁家が簡易宿所の民宿を開業する場合、33㎡以上の客室面積が必要 ⇒ 構造面積基準の適用なし
- ②【道路運送法】 送迎を道路運送法の許可対象外として明確化 (平成15年3月28日付け通知)
 宿泊者に対する送迎が「白タク営業」にあたるのでは？ ⇒ 宿泊サービスの一環として行う送迎輸送は原則として許可対象外であり、道路運送法上の問題はない。
- ③【旅行業法】 農業体験サービスを対象外として明確化 (平成15年3月20日付け通知)
 農家民宿が行う体験ツアーの販売・広告は、旅行業法に抵触するのでは？ ⇒ 農家民宿が自ら提供する運送・宿泊サービスに農業体験を付加して販売・広告することは、旅行業法に抵触しない。
- ④【消防法】 消防用設備等の設置基準の柔軟な対応 (平成19年1月19日付け通知)
 農家民宿も通常の民宿と同じ消防用設備等の設置を義務付け ⇒ 地元の消防長又は消防署長の判断により、一定の要件を満たせば、誘導灯、誘導標識、消防機関へ通報する火災報知設備の設置が緩和される場合がある。
- ⑤【建築基準法】 取扱いの明確化 (平成17年1月17日付け通知)
 農家が囲炉裏や茅葺き屋根のある自らの住宅を民宿として利用する場合(用途変更)でも、火災時の延焼を防ぐ内装等を義務付け ⇒ 小規模(客室の延床面積33㎡未満)で避難上支障がなければ、新たな内装制限は適用しないことを明確化(建築基準法上の旅館に該当しない)
- ⑥【農地法】 農業生産法人の業務に民宿経営等を追加 (平成17年9月1日付け全国展開)
 民宿経営は農業生産法人の行う農業関連事業の範囲外 ⇒ 農業生産法人の行う事業に農作業体験施設の設置・運営や民宿経営を追加
- ⑦【農村休暇法】 農林漁業体験民宿業者の登録の対象範囲の拡大 (平成17年12月1日付け施行)
 登録の対象である農林漁業体験民宿業者の範囲を農林漁業者又はその組織する団体に限定 ⇒ 登録対象を「農林漁業者又はその組織する団体」以外の者が運営するものにも拡大

2. 構造改革特区における規制緩和

- 【酒税法】 農家民宿等による濁酒の製造事業の特区 (どぶろく特区) (平成15年～)
 製造量が6kℓに達しない場合、雑酒(濁酒)の製造免許を受けることができない。 ⇒ 農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合、最低製造数量を適用しない。(6kℓ未満でも製造免許の対象)

3. 都道府県段階における規制緩和

- 【食品衛生法】 取扱いに関する条例改正等を要請<厚生労働省、農林水産省> (平成17年7月21日付け通知)
 農家民宿において飲食物を提供する場合には、飲食店営業の許可が必要であるが、その際、都道府県等が条例で定める通常の飲食店営業と同じ許可基準を適用 ⇒ 既存の家屋で農家民宿を行う場合には、一回に提供する食事数の制限や講習会の受講等により施設基準の緩和が可能であることから、都道府県等に対し条例の改正の検討や弾力的な運用について要請



(平成22年11月15日付け通知)

農林漁業体験時に提供される食事が全て自炊の場合や農林漁業者等との共同調理の場合には、営業許可は不要であることを改めて明確化

IV. 県独自の規制緩和の概要

1. 背景等

(1) 国の規制緩和

都市と農山漁村の共生・対流の一層の促進を通じた農山漁村の振興を図るため、総合的にグリーン・ツーリズムを推進しており、農林漁家民宿の開業にかかる各種許認可の規制緩和（Ⅲで記述）が進んでいます。

(2) 県の規制緩和

農林漁家民宿は、比較的小規模な簡易宿所であるほか、「家族の独立等による空き部屋等を活用して、数人の方を宿泊させ、普段食べている家庭（郷土）料理を食べてもらう。」ものであることから、既存の規制をそのまま適用する必要はないのではないかということから検討をスタートし、部局横断的メンバーで構成するグリーン・ツーリズム推進チームで検討した結果、規制緩和の対象としての農林漁家民宿を明確化するとともに、関係する許認可手続きの円滑化を図るため、市町はじめ関係機関の協力を得て、「愛媛型農林漁家民宿認定制度」を創設することとしました。

特に、農林漁家民宿の開業を検討する場合の施設基準等を規定している旅館業法や食品衛生法関係については、厚生労働省及び農林水産省から、必要に応じた条例の改正や弾力的な運用を求められていたところであり、県内でも具体的事案に即して、県独自の規制緩和を講じることとし、利用者の安全と安心を確保しながら、グリーン・ツーリズムを保健衛生行政の立場からも支援することとしました。

2. 内容等

(1) 夢提案による対応

夢提案制度による個別具体的な規制緩和要望については、弾力的運用で対応しています。

○第2回夢提案（平成17年度秋）

- ・提案要旨 【食品衛生法施行条例の規制緩和】
家庭用台所と専用調理場を兼ねることができるようにする。
- ・回答要旨
農林漁家全体を営業施設とみなすことで、既存の調理場で、家族や従業員用の食事をつくることも可能。（なお、最低限の施設基準に合致し、衛生措置を講じること。）

○第3回夢提案（平成18年度春）

- ・提案要旨 【旅館業法施行条例の規制緩和】
農林漁家民宿については、トイレや洗面所について、既存施設を用いての営業は可能。
- ・回答要旨
小規模な農林漁家民宿においては、農林漁家全体を簡易宿所とみなすことができ、トイレ及び洗面所は既存の施設を利用して差し支えない。（なお、利用者の安全確保の見地から、衛生措置に留意すること。）

(2) 県独自の規制緩和

農林漁家の投資負担を軽減するため、できるだけ既存のまま使用できることを目標に、他県の対応や農林漁家民宿開業事例の調査などの検討を重ねた結果、一定の衛生・安全確保のための担保措置を講じた上で、以下の規制緩和を実施することとしました。

○食品衛生法施行条例の施設基準の緩和

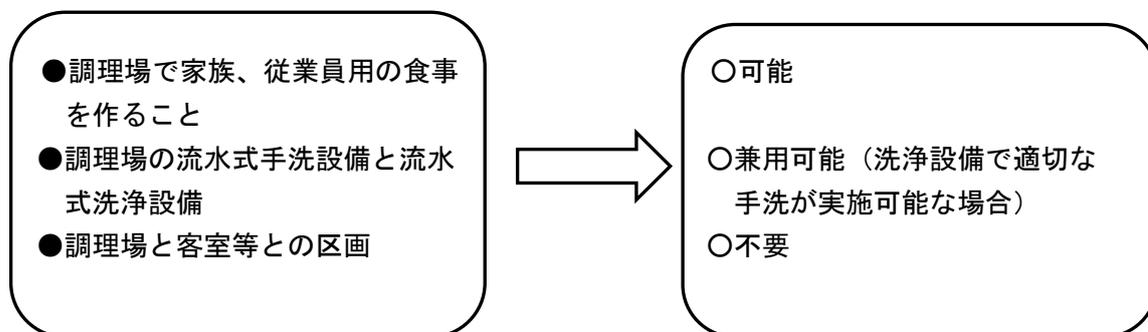
- ・手洗い設備と洗浄設備を兼用可能とする。
(洗浄設備で適切な手洗いが可能な場合)
- ・調理場と客室等との区画を不要とする。

○安全確保のための担保措置（農林漁家民宿営業者の義務）

愛媛型農林漁家民宿認定要綱において、営業者の義務を示しています。

- ・利用者数及び提供した役務の内容整理簿を提出（年1回）。
- ・利用者の事故等に備えた保険等への加入などの安全対策。
- ・関係法令を遵守するとともに、県、市町の指導に従う。
- ・県等が実施するグリーン・ツーリズム関係の研修会（消防、食品衛生等にかかる講習を含む）への参加等。

【参考】



3. 手続き等

規制緩和の適用手続き等については、後述のⅤ. 許認可手続き等についての項で説明しておりますので、ご覧下さい。